



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	環境ガバナンスの「進展」による民俗知の無力化 : インドネシア共和国マルク州とジャンビ州の二つの事例から
Author(s)	笹岡, 正俊
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 156, 75 (左) -119 (左)
Issue Date	2019-01-11
DOI	https://doi.org/10.14943/bgsl.156.l75
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72454
Type	departmental bulletin paper
File Information	156_05_sasaoka.pdf



環境ガバナンスの「進展」による民俗知の無力化： インドネシア共和国マルク州とジャンビ州の 二つの事例から

笹岡正俊

1. はじめに

本論文の目的は、熱帯林の保全と開発に関するガバナンスを駆動するためのしくみが一定程度整備されることで、どのような知が脇に追いやられ、効力を失ってしまうのかを考察することである。

熱帯林は、多様な主体により多様な価値が見出されている場である。木材伐採企業や紙パルプ企業にとって、熱帯林は合板原料や紙パルプ原料など木材生産の場である。他方、熱帯林を生物多様性の宝庫として、また、気候変動対策上重要な炭素蓄積の場として見ている環境 NGO や研究者や都市住民にとって、熱帯林は高い保全的価値を持った生態系である。また、熱帯林から得られるさまざまな資源を直接利用している地域の民びと（森林居住者）にとっては、世界の木材需要を満たし、雇用の場を提供し、さらには、生産に伴うインフラ整備や納税を通じて国の経済発展を支える資源としての価値よりも、また、生物多様性保全や気候変動緩和といったグローバルな環境保全上の価値よりも、自分たちと自分たちの子孫の暮らしを支える価値のほうが重要であろう。このように、熱帯林は、様々な主体によってさまざまな価値が見出されている。しかも、私企業の生産活動、保全、地域の人々の生計維持は、しばしば両立が困難である。このように熱帯林は、多元的な価値の

10.14943/bgsl.156.l75

実現をめぐって多様なアクターが競合する場である。

ある環境をめぐって、しばしば相対立するさまざまな価値が存在するなかで、その環境がどうあるか、また、それをどのように使うかによって影響を受けるさまざまな利害関係者（ステークホルダーと呼ばれる）が、話し合いをし、一定の合意をえながら、「望ましい」管理にむけて協働することが求められるようになってきている。こうした多様な利害関係者の協働のプロセスは、一般に「環境ガバナンス」と呼ばれている（脇田 2009）。

「環境ガバナンス」という用語が広く用いられるようになったのは、立法や行政といった手段を通じて政府が権力を行使する統治のあり方に代わるものとして、政府および政府以外のさまざまな主体が協働で環境をめぐる問題への対処や持続可能な発展を図る新たな統治のあり方に注目が高まってきた 1990 年代から 2000 年代以降のことである。

「環境ガバナンス」については、さまざまな論者がさまざまに定義をしているが（Armitage et al. 2012）、本論文では、環境ガバナンスを「環境に対して何らかの利害を持つさまざまな関係者（地域住民、私企業、NGO、政府組織など）が、公式・非公式の制度を活用しながら、なんらかの目標——生物多様性の保全、環境利用の持続可能性の向上、環境利用における社会的公正性の確保、あるいは、環境・資源をめぐる対立の解消など——にむけて協働していくプロセス、といった意味で用いる（笹岡 2017）。本論文のタイトルにある「熱帯林ガバナンス」とは、上記の定義における「環境」を「熱帯林」に置き換えたものである。

近年、熱帯林の保全の文脈においても、熱帯林における土地・資源開発の文脈においても、熱帯林ガバナンスを駆動するためのしくみが一定程度整備されてきている。かつて熱帯諸国では政府や私企業が、保護地域管理に代表される自然保護や紙パルプ原料生産などのための土地開発を強権的に進めたために、急速に天然林が消失したり、地域の人びとを資源利用から締め出したりした。そのことを踏まえると、こうした熱帯林ガバナンスの「進展」それ自体は歓迎すべきことである。

しかし、熱帯林ガバナンスでは（環境ガバナンス全般に言えることだが）、

多様な利害関係者の協議を通じて方針を決めていくことが前提となっており、意思決定の場には、環境に対する価値づけ、自らの意向を他者に了解・納得可能な形で表明する能力、政治的な力などの点で異なる様々な主体が参画する。そこでは、他者に対して伝達することが難しいある種の知が、より伝達可能性が高く、正当なものとして広く社会に受け入れられやすい知によって隅に追いやりられ無効化されるという、佐藤仁が「知の階級性」（佐藤 2009）と表現した看過できない問題がある。本論文が焦点を当てるのはまさにこの点である。

本論文では、筆者がこれまでフィールドワークを行ってきたインドネシアの二つの地域の事例、すなわち、保護地域に隣接しつつも、アクセスの悪い「辺境」に位置しているため人びとが比較的自律的に森を利用しているインドネシア東部セラム島の内陸山地部に位置する A 村の事例と、紙パルプ原料生産のための植林事業によって森の利用そのものが消失してしまったスマトラ島ジャンビ州テボ県の L 村の事例をもとに、熱帯林ガバナンスの「進展」のなかで、森に生きる人びとの民俗知が無効化されるプロセスを明らかにする（図 1）。

本論文の構成は以下のとおりである。まず、2 章で、熱帯林ガバナンスがどのように「進展」してきたのかを保全と開発の二つの文脈ごとにみてゆく。続く 3 章で、上記二つの事例をもとに、熱帯林ガバナンスの実際のプロセスが、森とともに生きてきた人びとの暮らしとにどのような影響を与えるか、あるいは与える可能性があるかを描く。そして、4 章において、ガバナンスの過程でわきに追いやりられ効力を失ってしまう知について考察し、環境ガバナンスの単なる制度的概観の整備がパワフルなアクターにとって都合の良い「統治」のためのあらたな装置になってしまう可能性を指摘する。最後に、文化的他者への伝達可能性が低い知を多く含む民俗知の復権に向けた若干の展望を述べる。

本論に入る前に、ここで「民俗知」という言葉の意味を確認しておきたい。本論文において「民俗知」とは、これまで「在来知 (indigenous knowledge)」や伝統的生態学的知識 (Traditional Ecological Knowledge : TEK) と表現さ

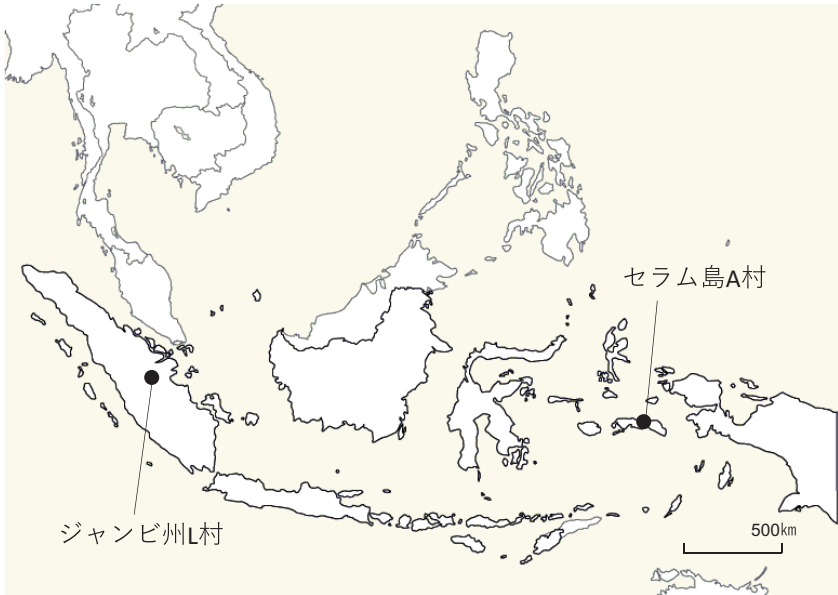


図1 セラム島A村とジャンビ州L村の位置

れてきたものに近い。すなわち、ある地域に暮らす人びとの長年の経験や試行錯誤によって試され、発展させられてきた知識である。民俗知は、多くの場合、特定の土地と結びついた固有性を有し、人びとの生活に根差したものであり、多くの場合、口頭や模倣によって伝えられ、文字で記録されることがあまりない。民俗知は、日々の生活における実践の結果として、生み出され、維持されるものであり、理論的というよりは経験的な知識である。それは、決して固定的ではなく、時として失われたり、失われていたものが再発見されたりするなどダイナミックに変化するものでもある（笹岡 2012a）。

Houde (2007) は、TEK を、「ある人間集団の経験や伝統から得られた環境についてのあらゆる知識」とひろく定義したうえで、広範な文献レビューを通じて、TEK には次の6つの様相があるとした。すなわち、(1)観察により得られる知識（動物の行動生態、ある資源の空間的分布状況や歴史的変動などについての知識）、(2)管理システム（地域の自然資源の持続的な利用を保

証する戦略に関わる知識), (3)過去と現在の土地利用についての知識, (4)倫理と価値, (5)文化とアイデンティティ, そして(6)それらを根底で支える世界観である。筆者も Houde と同様, 「民俗知」を, 事実についての経験的認識や自然資源利用のための実践的知識だけでなく, 倫理観や価値・信念体系をも含むものとしてとらえる。Houde が指摘するように, 上記の(1)や(2)や(3)は, 民俗知を生み出し, 発展させてきた地域の人びと以外の者(他者)が比較的理解しやすいものだが, (4)や(5)や(6)——例えば, プレイス・アタッチメント(place attachmentあるいはattachment to place)¹などと表現される, 土地(自然)との情緒的つながりや, 身体に刻み込まれた, 自然に対して抱く固有の価値——は他者による理解が難しい知である。

2. 熱帯林ガバナンスの「進展」

既述の通り, 熱帯林の保全と開発をめぐるガバナンスの仕組みは, 主に, 生物多様性の保全(国立公園などの保護地域管理はその主要な手段)をいかに効果的かつ社会的に公正な形で行っていくかという文脈と, プランテーション企業(アブラヤシ農園, 紙パルプ原料生産用の植林企業など)による生産活動をいかに環境的にも社会的にも問題のないものにしていくかという文脈のなかで進展してきた。本節では, 後述する事例とのかかわりが深い, 「保護地域の協働管理(collaborative management)」と「紙・パルプ企業の自主的取り組み(voluntary approach)」に着目して, 熱帯林ガバナンスの「進

¹ プレイス・アタッチメントとは, 特定の場所への愛着など, 景観と人びとの結びつきを意味する。アメリカで地下資源開発をめぐるガバナンスについて研究したアマンダ・ケネディによると, 景観は地域の人びとやコミュニティにとって, 経済的次元を超えた多様で実際の価値を持つ。それらは, 人びとの社会的文化的アイデンティの一部であり, また, 人びとの幸福と深く結びついている。そうしたものが, プレイス・アタッチメントである。しかし, アマンダ・ケネディによると, 採取型産業開発に関する土地利用をめぐる意思決定では, プレイス・アタッチメントがしばしば看過されていると述べている(Kennedy 2017: 4)。このことは, 採取型産業開発に限らず, 広く開発と保全の現場で起きていることであろう。

展」のプロセスを概観する。

2.1. 保護地域の協働管理

植民地支配期においてインドネシアを含め多くの熱帯諸国では、宗主国の財産として有効利用するため、熱帯林は中央集権的で一元的な法体系の下で管理されることになった。そうした「上からの管理」は独立後も続き、国や国の支援を受けた私企業が主導する形で急速に資源開発が進められる一方、豊かな自然が残されている地域は保護地域に指定され、住民の土地・資源利用が規制された。しかし、住民を排除する自然保護は、自然資源に強く依存して暮らす人びとが多数存在する地域の実情に即しておらず、人びとから法令の無視などの抵抗に遭い、実効性の乏しいものであった（笹岡 2012b）。

こうした強権的・排他的な保護地域管理の弊害が認識されるようになった1980年代半ば以降、地域住民の福祉向上を促進しながら自然資源の保全（希少種の保護や生物多様性の保全）を図る「統合的保全開発プロジェクト（Integrated Conservation and Development Projects：ICDPs）」や自然資源利用のコントロールの権限と責任を地域住民に委譲することを目指した「コミュニティ基盤型保全（Community-Based Conservation：CBC）」といったいわゆる「参加型保全」の取り組みが行われてきた。これらは、具体的には、保護地域におけるバッファゾーン管理に代表される「保護と利用の融合」、保護地域の観光利用など保全活動から得られる経済的便益の共有、そして行政機関や非政府組織など保護を推進する側と地域住民が共同で資源利用・管理に関わる意思決定を行うことができる制度づくり、などの活動からなる（笹岡 2012b）。

参加型保全では、保護地域内・周辺の自然資源に依存する、地域の資源利用者集団（村などの地域コミュニティ）に保全の権限を委譲することが期待された。地域の人びとは、周囲の環境の複雑な生態プロセスや資源動態について豊富な知識を持ち、また、資源の持続的な利用に大きな関心やインセンティブを持っている（あるいは持ちえる）ため、より低コストで、また、実効的に資源管理を行うことができると考えられたからである（Tsing et al.

2005 など)。また、1990 年代に、保全によって先住民族や地域住民の土地・資源に対する権利が軽視されることがあってはならないという国際的合意が形成されてきたことも資源管理の分権化の流れを後押しした (Fortwangler 2003)。

しかし、地域コミュニティは、必ずしも、同じ利害関心や規範を共有した人びとから構成されているわけではないし (つまり、資源の利用管理や保全に関して常に協調するとは限らないし)、市場や国家政策などの影響を受けてローカルな資源利用・管理の在り方も常に変動している。したがって、地域コミュニティに権限・責任を委譲しさえすれば、自動的に保全が成功するというわけではない (菅 2008)。また、例えば、熱帯林から遠く離れた場所に暮らす都市住民が、熱帯林に生息する希少野生生物の保護に強い関心を抱くことがあるように、地域の資源は、そこに居住し、それを直接利用している人びとにとってのみ重要なのではなく、より幅広い公共性をもつ (井上 2004)。

以上を背景に、現在では、自然資源に対して何らかの利害関係を持つ多様なステークホルダーが、資源管理に関わる権限、責任、便益を共有する協働管理 (collaborative management) の考え方が世界的にも広く支持されるようになってきている (Persoon and vanEst 2003)。

協働管理の考え方は、インドネシアの保護地域管理法制にも、かなり限定的ではあるが取り入れられている。保護地域の協働管理について具体的な規則を定めた法規は、「保全地域の協力手続きに関する 2014 年第 85 号林業大臣規則 (P.85/Menhut-II/2014)」である (旧規則は「保全地域の協働管理に関する 2004 年第 19 号林業大臣規則 (P.19/Menhut-II/2004)」)。この規則によると保全地域の機能の強化と生物多様性保全のための「協働」として想定されているのは、様々なステークホルダー (政府組織、企業、国際機関、NGO、地域住民、教育組織など) による、組織強化、種の保存、生態系再生、自然ツーリズムの発展、住民のエンパワーメントなどの取り組みである。ステークホルダーがそうした活動を行うためには、大臣、総局長、保護地域管理担当機関の長 (国立公園の場合は国立公園管理局長) に提案書を提出し、承認

を得ねばならない。尚、「協働」プログラムの期間は5年以内と定められており、延長も可能だが、その場合は、保護地域管理担当機関によって作成された成果評価書を添えて、延長申請書を提出しなくてはならない。

保護地域管理の主要な手法であるゾーニングのプロセスにおいても、少なくとも制度上は「協働」が謳われている。ゾーニングについて定めた大臣規則²によると、インドネシアの国立公園では、厳正に保護される「コアゾーン」、主に観光目的に利用される「利用ゾーン」、野生動物の生息地の整備や個体数増加を図る活動が行われるとともに、制限された自然ツーリズムを行うことが可能な「ウィルダネスゾーン」、そして、地域住民の慣習的な資源利用が認められる「伝統ゾーン」や破壊された生態系の修復が行われる「自然再生ゾーン」などからなる「その他のゾーン」に区分され、それぞれの管理目的・方法に基づいて管理されることになっている。ゾーニングの際には、自然・社会環境に関する様々なデータを集め、それをもとにゾーニング案を作成し、その案について地域住民、NGO、研究機関を含む関係者との「協議」を行うことになっている。

2.2. 紙・パルプ企業の「自主的取り組み」

1990年代以降、環境保全や人権擁護といった公共的課題の解決のために私企業が重要な役割を担う状況が生まれてきているが、こうした現象は、「政府なき統治」(Borzell and Risse 2010)や「プライベート・ガバナンス」(Smith and Fischelein 2010)などと呼ばれている(佐藤 2017)。インドネシアの紙・パルプ産業でも同様の動きが2010年代初頭よりみられるようになった。ここで簡単に、その経緯を見ておこう。

インドネシアの紙・パルプ産業を牽引してきた企業の一つにアジアパルプアンドペーパー社(Asia Pulp & Paper 社、以下、APP 社)がある。スマトラ島を生産拠点とするアジア最大の総合製紙メーカーであるAPP社は、紙パ

² 「国立公園のゾーンおよび自然保護地域などの管理ブロックの基準に関する2015年第76号環境林業大臣規則(P.76/MENLHK-SETJEN/2015)」を指す。

ルプ、アグリビジネスを手掛ける巨大企業グループ、シナールマスグループ（Sinarmas Group：SMG）の主力企業である。APP 社が生産する紙、ティッシュペーパー、梱包用紙などの紙製品は世界約 120 カ国で消費され、インドネシアでの紙生産量は年間 900 万トンに上る（鈴木 2016）。APP 社に原料を供給する植林企業（サプライヤーと呼ばれる）には、いくつかの植林企業を経営する SMG 傘下のシナールマスフォレストリー（Sinarmas Forestry：SMF）と、SMG のグループ企業（出資・人事・取引等を通じて経営に重要な影響を与えることができる会社）ではない、いわゆる「独立系サプライヤー」がある³。これら APP 社のサプライヤーの産業造林事業許可（コンセッション）交付地の面積は約 260 万ヘクタールに上る（Koalisi Anti Mafia Hutan et al. 2016）。産業造林事業許可面積の多い企業 10 社のうち少なくとも 5 社が APP 社のサプライヤーである（表 1）。産業造林事業許可（IUPHHK-HTI）⁴ 交付地面積はインドネシア全体で 979 万ヘクタール（2012 年 11 月時点）であるから（藤原 2015）、APP 社のサプライヤー（その大部分が SMG の関連会社）全体の約 27 パーセントの土地を占めていることになる。このように、インドネシアの生産目的に供される熱帯林の多くは、少数の企業によって囲い込まれているのである。

APP 社は、スマトラでの操業開始（1984 年）から、2008 年までに 100 万 ha 以上の天然林の伐採（1985-2007 年のリアウ・ジャンビ両州の全森林消失

³ SMF のホームページ（http://www.sinarmasforestry.com/about_us.asp?menu=1）によると、SMF が直接経営する植林企業には、リアウ州、ジャンビ州、西カリマンタン州、東カリマンタン州で操業する 6 社（2018 年 2 月現在）がある。一方、Wright（2017）によると、「独立系」サプライヤーは 27 社ある。しかし、同記事によると、これらの「独立系」サプライヤーの多くが、実際には SMG の株式所有会社が所有していたり、SMG の職員や SMG の創設者の家族が所有していたりする会社だという。

⁴ 産業用材を得るために苗を植えるなどして人工的に森林を造成することを産業造林（industrial tree plantation）という。インドネシアでは、紙パルプ原料生産のための産業造林を行う企業は、所定の手続き（環境影響評価の実施、環境管理計画・環境モニタリング計画の策定など）を経て林業大臣（現環境林業大臣）から産業造林事業許可（IUPHHK-HTI）を取得している必要がある。

表 1. 産業造林事業許可面積の多い企業 10 社 (2012 年 11 月現在)

順位	企業名	事業地	交付年	事業許可 面積 (ha)	SMG/APP との関係*
1	PT Riau Andalan Pulp & Paper	リアウ州	2009 年	350,165	
2	PT Arara Abadi	リアウ州	1996 年	299,975	SMF が直接経営を行っている企業
3	PT Finnantara Intiga	西カリマンタン州	1996 年	299,700	SMF が直接経営を行っている企業
4	PT Musi Hutan Persada	南スマトラ州	1996 年	296,400	
5	PT Wirakarya Sakti	ジャンビ州	2004 年	293,812	SMF が直接経営を行っている企業
6	PT Hutan Rindang Banua	南カリマンタン州	2006 年	268,585	
7	PT Bumi Mekar Hijau	南スマトラ州	2004 年	250,370	APP 社の独立系サブライヤー
8	PT Merauke Rayon Jaya	パプア州	2008 年	206,800	
9	PT Adindo Hutani Lestari	東カリマンタン州	2003 年	201,821	
10	PT Bumi Andalas Permai	南スマトラ州	2004 年	192,700	APP 社の独立系サブライヤー

出所：藤原 (2015) をもとに作成。

注：確認できたもののみを明記。SMF (Sinarmas Forestry) は、インドネシアの財閥であるシナルマス・グループ (Sinarmas Group) のパルプ原料生産のための植林を担っている会社。「SMF が直接経営を行っている企業」については SMF のホームページ (http://www.sinarmasforestry.com/about_us.asp?menu=1) を、APP 社の独立系サブライヤーについては Wright (2017), Koalisi Anti Mafia Hutan et al. (2016), および, APP (2013) を参照した。尚ここで、「独立系サブライヤー」とは、APP/SMG によって所有されず、また他の提携関係も持たないと APP/SMG が主張する原料供給会社を指す。

面積は 580 万 ha) により得られた原料を用いて紙製品を製造したといわれている (WWF 2009)。こうした天然林の破壊による生物多様性消失や二酸化炭素排出に加えて、広域にわたる住民との土地紛争を引き起こし、環境 NGO や人権団体などから強い批判が寄せられてきた (笹岡 2017)。

APP 社はこうした批判に部分的ではあるが対応しようと試みてきた (Dieterich and Auld 2015)。例えば、APP 社と SMG は、2003 年に、WWF インドネシアと合意書を交わし、APP 社のサプライヤーの事業地内の「保全価値の高い森 (High Conservation value Forests : HCVFs)」⁵ の保護を試みたり (WWF 2004)、レインフォレストアライアンス (Rainforest Alliance) が立ち上げた認証制度、「スマートウッドプログラム」の認証取得を 2005 年に試みたりしている。(Rainforest Alliance 2007)。しかし、HCVFs を十分に保護できず、また、保全のための改善要求にも応じなかったことからいずれも失敗に終わった。このようななか、世論の圧力を受けて、世界で最も厳しい国際森林認証制度を運営する「森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) は、2007 年 10 月に APP 社との関係断絶を宣言した⁶。

これに対抗する形で、APP 社は (厳密には APP 社の子会社のパルプ工場経営会社) は、認証基準が FSC よりも緩いと言われている PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) の CoC 認証 (加工・流通过程管理認証)⁷ を取得している。また、2009 年にはジャン

⁵ 「保全価値の高い森 (High Conservation value Forests : HCVFs)」は、生物多様性保全上の高い価値、広大な森、希少で脅威にさらされている生態系、を含む森、非常に重要な生態系サービス、地域コミュニティにとって社会的・経済的な価値、もしくは、文化的慣行やアイデンティティにとって重要な空間を有している森のことを指す (Jennings et al., 2003)。

⁶ FSC では、「FSC のミッションとは相反する森林破壊を行いながら、一部の限られた森林のみで適切な管理を行い、FSC 認証とそれに伴う社会的評価を利用することを防ぐため」に、伝統的権利及び人権の侵害や違法伐採など FSC が許容できない活動を行っていると思われる組織に対しては、関係断絶を申し渡すことが定められている (FSC Japan <https://jp.fsc.org/jp-jp/2-new/2-5>)。

⁷ 森林認証には、主に、社会的、経済的、環境的に適切な管理がなされているかどうかを審査・認証する森林管理認証 (FM 認証) と、認証された森林から産出された林産物が、

ビ州で操業を行う APP 社のサプライヤーで SMF のグループ企業でもあるウィラカルヤサクティ社 (Wira Karya Sakti 社, 以下 WKS 社) がインドネシアエコラベル協会 (Lembaga Ekolabel Indonesia : LEI) の認証を取得している (Dieterich and Auld 2015)⁸。スマトラ島で活動するいくつかの環境 NGO の連合体であるアイズオンザフォレスト (Eyes on the Forest) は、これらの認証の信頼性を問題視しており、APP 社による一連の認証取得をグリーンウォッシュ (環境に配慮していることを装い、消費者をミスリードする企業行動) だとして批判した (Eyes on the Forest 2011, WWF 2009)。

以上述べてきた経緯を踏まえて、国際環境 NGO のグリーンピースは、APP 社が天然林を伐採して希少野生動物の生息地を奪い、泥炭地開発で大量の二酸化炭素を排出しているとして、2010 年ごろから APP 社製品を使わないよう呼びかける世界的な市場キャンペーンを開始した。これを受けて、バービー人形を販売する世界的玩具メーカー、マテル (Mattel) やインドネシアのケンタッキーフライドチキンなど、多くの企業が APP 社との取引を停止するに至った (Dieterich and Auld 2015)。製品のボイコットという強い市場圧力を受け、APP 社は、2013 年 2 月、保全価値の高い森林と炭素蓄積量の多い (High Carbon Stock : HCS) 森林の保護、泥炭地の管理、社会とコミュニティの関与、第三者サプライヤーの 4 項目からなる「森林保全方針 (Forest Conservation Policy : FCP)」を公約した (表 2)⁹。

最終製品にいたるサプライチェーン (供給連鎖) の全段階で識別可能であるよう管理され、環境に配慮した木材製品として製造・流通されていることを保証する加工・流通過程管理認証 (CoC 認証) とがある。尚、FSC 認証と PEFC 認証の違いについては川上 (2016) を参照のこと。

⁸ この LEI 認証の取得に対しては、認証審査中に対象地に残された天然林の多くが伐採されたことや、事業地で紛争が起きていても、改善勧告はするが認証は可能であることなどから、インドネシアの環境 NGO や国際環境 NGO から批判が寄せられた (KKI Warsi et al. 2009)。

⁹ APP 社と同様に、これまで天然林伐採や土地紛争で批判が浴びせられてきた、インドネシアのもう一つの代表的総合製紙メーカー、エイプリル (APRIL) 社も、「持続的森林管理方針」(2014 年 1 月公表, 2015 年 6 月改定) を打ち出している。

表 2. APP 社の「森林保護方針（Forest Conservation Policy）」の主要方針

方針 1	保全価値の高い森林（HCVF）と炭素蓄積量の多い（HCS）森林 ・ APP 社とそのサプライヤーは、2013 年 2 月 1 日より、独立した HCVF 評価および HCS 評価を通じて特定された、森林に覆われていない地域においてのみ開発活動を行う ・ HCVF および HCS 地域は今後も保護される ・ これらのコミットメント（約束）に従っていないことが判明したサプライヤーからの買い入れをやめ、そうしたサプライヤーとの契約を撤回する ・ これらの誓約（の順守状況）はザ・フォレスト・トラスト（The Forest Trust : TFT）がモニタリングを行う ・ 独立した第三者による FCP 実施状況の検証を歓迎する
方針 2	泥炭地の管理 ・ インドネシア政府の低炭素開発目標と温室効果ガスの排出削減目標を支持する ・ 森林に覆われた泥炭地の保護を保証する ・ 泥炭地での温室効果ガスの排出の削減、回避のため、最善慣行管理（best practice management）を行う
方針 3	社会やコミュニティの関与（engagement） ・ 社会的紛争の回避・解決に向け、以下の原則を実行 — 先住民や地域コミュニティの「情報を与えられた上での自由意思に基づく事前の合意（Free, Prior and Informed Consent : FPIC）」 — 苦情への責任ある対応 — 責任ある紛争解決 — 地域、国内、国際的なステークホルダーとの建設的で開かれた対話 — コミュニティ開発プログラムの推進（Empowering community development programs） — 人権尊重 — すべての法、および、国際的に受け入れられている認証の原則と基準の順守 ・ 新規のプランテーションが提案された場所では、慣習地に対する権利の承認を含め、先住民や地域コミュニティの権利を尊重する ・ ステークホルダーとの協議を通じて、FPIC 実施のための将来の方策を発展させる ・ FPIC と紛争解決のための実施要項（protocol）と手順（procedure）が国際的な最善慣行（best practice）に一致したことになることを保証するため、NGO や他のステークホルダーと協議を行う
方針 4	第三者のサプライヤー（Third party suppliers） ・ 世界中から原料調達をしているが、こうした調達が責任ある森林管理を支持するよう対策を講じている

出 所：APP ホーム ページ (https://asiapulppaper.com/sites/default/files/app_forest_conservation_policy_final_english.pdf)

注：この森林保護方針は、1）APP 社およびインドネシア国内のすべての APP 社のサプライヤー、2）中国を含め、APP 社のあらゆるパルプ工場で利用される原料、3）将来のあらゆる事業展開に適用される、と公約されている。

APP 社を厳しく批判してきていた環境 NGO や人権団体の多くは APP 社によるこの自主的取り組みを歓迎した。グリーンピースも、当面はキャンペーンを停止することを決め、FCP を進めるなかで APP 社と議論を行っていくとした (Greenpeace 2013)。

FCP は独立した第三者による FCP 実施状況の検証を歓迎することを謳っている。FCP の履行状況の継続的なモニタリングは企業の「責任ある」生産・流通を支援する国際的な団体、TFT (The Forest Trust)¹⁰ が行うことになった。これとは別に、APP 社が所期の目標をどの程度達成できたのかの評価をレインフォレストアライアンスが、2015 年にいくつかの NGO の協力を得て行っている (The Rainforest Alliance 2015)¹¹。

APP 社は FCP の履行状況に関するグリバンス (苦情) に対応するための手続きを定めている。これは、紛争当事者である住民や NGO などが、APP 社や APP 社傘下のサプライヤーが FCP の原則を守っていない事実を確認した場合、それを APP 社に報告でき、APP 社は寄せられたグリバンスの妥当性を、第三者を交えた検証チームを組織し、検証しなくてはならない、という制度である¹²。

FCP の「方針 3」において、APP 社は、「国際的に受け入れられている認証の原則と基準の順守」を謳っている。このことが示すように、企業の自主的な取り組みにおいて、企業は国際資源管理認証という制度を無視できなくなっている。森林分野の認証制度には、先述の通り、FSC のほかに、そのライバルともいえる PEFC や LEI といった認証制度がある。

¹⁰ TFT は、FCP 策定の前の 2012 年から APP 社および APP 社のサプライヤーと住民の土地紛争の解決に向けた協議の場の設定などを行ってきた組織である。

¹¹ 2015 年に出された評価書 (2014 年 8 月までの履行状況が対象) は、天然林伐採の停止やグローバルサプライチェーンの評価手法の開発などいくつかの点で APP 社は約束を履行したが、事業地に居住する農民との紛争の解決にはほとんど前進がみられなかったとしている (The Rainforest Alliance 2015)。

¹² APP 社ホームページ (<https://www.asiapulppaper.com/grievance-verification-reports>, 2018 年 7 月 2 日最終アクセス) を参照。グリバンスの中身について検証チームによる検証結果もここで公開されている。

このように、APP 社の自主的取り組みを軸に、原料生産・製品製造企業、政府組織、地域住民、原料生産地で生じている問題を告発する NGO、消費国市民といったアクターだけではなく、企業の取り組みの監視・評価、グリバンスの検証、紛争の調停、森林認証の信頼性を検証するための第三者組織による独自調査など、さまざまな活動に関わる多様な個人・組織（ローカル NGO、国際 NGO、企業、研究者など）を担い手として、紙原料生産地の環境・社会問題の解決を目指す熱帯林ガバナンスのしくみが整ってきている¹³。

3. 森とともに生きてきた人びとの暮らしと民俗知の現在

これまで、保護地域の協働管理と紙パルプ企業の自主行動計画に焦点を当て、熱帯林ガバナンスが自然保護と開発の二つの文脈のなかでどのように進展してきたのかを見てきた。本節では、こうしたガバナンスの進展が、森とともに生きてきた地域の人びとの暮らしと民俗知に実際にどのような影響を与えているのか、また、今後与える可能性があるのかを見ていく。ここで取り上げるのは、保護地域に隣接するインドネシア東部セラム島内陸山地部の A 村と、紙パルプ原料生産のための植林開発が進んだスマトラ島ジャンビ州テボ県の L 村の事例である。

¹³ APP 社の「自主的取り組み」を軸とする環境ガバナンスの行方を左右する新たなアクターとして、PR 企業を加えることができる。実際に、APP 社は自社の環境対策を広く社会にアピールするため、ブランドマーケティングやメディアキャンペーンを専門とする Cohn & Wolfe や ERM などの企業を利用して広報を行ってきた (Eyes on the Forest 2011)。このように企業の自主的な行動計画が鍵となる環境ガバナンスの一つの特徴は、ガバナンスにかかわるアクターが多元化し、アクターが志向する価値や「問題」の捉え方も多様化し、アクター同士の相互作用も複雑化していることである (笹岡 2017)。こうしたなか、ガバナンスの全体像はますます把握しにくいものになってきている。そのことは、ともすれば、原料生産企業、製品製造、輸入販売企業のグリーンウォッシュの機会を与えることにもつながる。例えば、APP 社製品の大手バイヤーである日本のある企業は、自社のホームページで、扱っている紙製品の原料には認証材を優先的に用いていることをもって「責任ある調達」を行っているとし、自社の環境的社会的配慮活動を宣伝している。しかし、実際には同社が販売するコピー用紙の原料生産地では多く



図2 A村の目抜き通り

(2014年3月, A村で撮影)

3.1. 国立公園に隣接するセラム島A村の事例

かつて香料諸島と呼ばれたインドネシア東部マルク諸島。その中心に浮かぶセラム島の中央部に、島の面積の約10%を占めるマヌセラ国立公園がある。島中央部の内陸山地部には、マヌセラ国立公園内の資源に強く依存して生計を営む山地民が暮らす村むらが点在している。筆者が長年調査を行ってきたA村もその一つである(図2)。

A村は人口約360人(約60世帯, 2014年)の山村で、住民は、サゴヤシ栽培, タロイモなどの根栽類の移動耕作, 狩猟, 多様な林産物の採取などによって生計を営んでいる。A村住民を含め、マヌセラ国立公園に隣接するセラム

の土地紛争が起きており、現地を見てきた者からすれば、その宣伝は一面的にみえる。しかし、通常の消費者市民が、そうした宣伝がどれだけ現実を反映したものなのかを判断することは難しい。それは、ガバナンスを支える諸制度が複雑であり、その全体像を理解するのにかなりの労力がかかることに加えて、様々なアクターの言説実践が多様に展開し、さまざまな情報が氾濫するなかで、何が重要で信頼すべき情報なのかを選び分けることが困難だからである。このように、ガバナンスの複雑化は、パワフルなアクターの言説実践が「現実」を構成する、という傾向を強めているといえよう(笹岡2017)。

島の内陸山村では、ほとんどたんぱく質が含まれない、サゴでんぷんが主食であること、そして、ローカルマーケットへのアクセスが悪く市場で肉や魚を調達することが難しいことから、樹上性の有袋類クスクス¹⁴やティモールシカやセレブスイノシシなどの狩猟資源は欠かせない。特にクスクスは摂取量や捕獲頻度の点からみて重要である。少し古いデータになるが、筆者がかつて A 村で行った食事調査の結果によると、住民が得ている動物性たんぱく質のうち、49 パーセントがクスクスにより占められていた（笹岡 2008）。

クスクスの猟は、カイトフ（kaitahu）と現地の言葉で呼ばれている森、すなわち、集落から比較的離れた場所に位置し、これまで人間によって伐採されたことが無いが、伐採されたとしても、遥か昔のことで、現在は大木が生えている原生林・老齢二次林で行われている¹⁵。猟場としての森（カイトフ）が広がる地域は、マヌセラ国立公園と重なっている。公園内での狩猟は一切禁止されている。また、クスクスは保護動物に指定されているため、公園外であっても捕獲は違法である。しかし、現時点¹⁶では、違法行為は厳密に取り締まられていないため、住民は猟と続けることができている。

A 村では、猟場としての森（以下、森）は、小川や崖や山道などを標識として、少なくとも 250 以上に細分されており、そのそれぞれに名前が付けられ、「森の持ち主（kaitahu kua）」—— その森が帰属すると観念され、利用権の一次的付与・相続・移譲などの権限を持った特定の個人・集団 —— が存在している（図 3）。なお、このように一応、森の保有者は決まっているが、その権利は絶対的・排他的なものではなく、保有者以外の者も、保有者から許可を得れば猟が可能であり、実際に森は保有者の枠を超えて非排他的に利用されている（笹岡 2011）。

¹⁴ クスクスにはハイイロクスクス（*Phalanger orientalis*）とブチクスクス（*Spilocuscus maculatus*）の二種類がいる。内陸山地部で多く捕獲されているのはハイイロクスクスである。

¹⁵ ティモールシカの猟も多くの場合、カイトフで行われている。

¹⁶ ここで記述している A 村の森林管理をめぐる記述は、筆者が最後に A 村を訪問した 2014 年 3 月現在の状況についてのものである。



凡例

- | | | |
|-------------------|----------------------|---------|
| ☆ 獵が行われている森 | ■ 村が保有・管理する森 | 道 |
| ○ 獵が行われてない森 | --- 村の領地の境界 | ~~~~~ 川 |
| ○ 20年以上獵が行われていない森 | (.....) 境界のはっきりしない箇所 | ▲ 山 |
| ✦ 教会が保有するダマール採取林 | — 国立公園の境界 | |

図3 細かく区分された森

注：オランダ植民地政府が製作した地図（Schetskaart van Ceram Blad VIII, Topografische Inrichting, Batavia, 1922）を用いて村の領域およびその周辺地域の山や川の位置を書き記した大きな紙を用意し、住民とともに「獵場としての森」のおおよその位置を記入した。



図4 クスクスをとらえるための罠
(2012年9月、A村の森で撮影)

先述の「森の持ち主」が個人であることは少なく、多くは父系出自集団やその下位集団であり、そうした保有集団のなかには、「森の歴史を預かる人」がいる。彼らと話をしていると、森の権利の相続・移転の来歴、最後にだれが利用し、いつ、その森に禁制（後述）をかけたか、誰がそれを管理しているか（森の利用を禁じる禁制をいつ解くかを誰が最終的に決めるか）といった話に加えて、その森に住んでいるとされる精霊の名前、そして精霊や祖霊と人とのやり取りに関するさまざまなできごとをいたるまで、実に詳細な話を聞くことができる。区分されたひとつひとつの森は、そうした膨大な知識と結びついた場所である（笹岡 2011）。

猟に出ている者は、1～2の森林区に集中的に罠を仕掛け、数日間一度罠を見まわる。クスクスは、多くの場合、ラタン（籐）で作られた輪罠で捕獲されている（図4）。クスクスは夜、枝をつたって樹から樹へと移動する。

クスクスの通り道は「シラニ」と呼ばれる。山地民は森を歩きながら、クスクスの食痕、糞、小便の匂い、そして樹幹部の枝や葉の形状などを手がかりに、「シラニ」がどの辺りにあるかを見極める。クスクスは、フトモモ科ユーゲニア属やタコノキ科パンダヌス属など多種多様な植物の実や葉を食べる。また、イチジク属などの樹木の樹液を好んで舐める。以上の採餌樹木の他にも、糞を見つけたり、尿の臭いをかいだりすると、山地民はその周辺の林冠部を注意深く眺め、コケなどが付着していないきれいな枝や展開方向とは逆向きに反り返った葉や葉柄の折れた葉がないか探す。そのような枝は普段クスクスが「シラニ」として利用している枝である。そのシラニに罠をしかける。彼らと共に森を歩いていると、クスクスの餌となる多種多様な植物種に関する知識と食痕や糞を見逃さない細やかな観察力に驚かされる。特に「シラニ」の特定は、山地民でなければおそらく不可能といってよいものである。

このようにして、罠を仕掛けた後は、短い場合には1～2ヶ月、長い場合は1～2年のあいだ同じ森で罠を続け、罠に獲物がかからなくなったら、罠をすべて取り外し、セリカイトフ (seli kaitahu) と呼ばれる禁制をかける。

A村の住民にとって森は祖霊や精霊が行き交う場である。森の動物を育て、護っている霊的存在として、シカとイノシシにはシラタナ (sira tana)、クスクスにはアワ (awa) と呼ばれる精霊がいる。森のひとつひとつにその森のシラタナとアワが存在すると考えられている。また、それぞれの森にはその森を代々保有・利用してきた祖先の霊、ムトゥアイラ (mutuaila) がいると考えられている。

先述のセリカイトフをかけるには、まずその森にしかけてあった全ての罠を取り外し、二本の木を交差させて地面に突き刺すなどして、ムトゥアイラや精霊を招き、そこに一時的に宿らせる「依代」を立てる。そしてその根元に、供物としてタバコを供え、ムトゥアイラ、そしてシラタナやアワなどの精霊の名を唱える。そして、土地の言葉で、その森にセリカイトフをかけることを告げ、この森で罠を行う者に獲物を与えないように祈るとともに、罠を行うためにこの森に入った者に対して何らかの災厄を与えるよう祈るのである (図5)。



図5 セリカイトフの禁猟儀礼をおこなう男性
(2004年ごろ、A村の森で撮影)

このようにしてセリカイトフのかけられた森で猟をすると、祖霊や精霊の超自然的な力によって、災厄を被ったり、猟に失敗したりすると信じられており、禁制をかけた者も含めて誰も猟をおこなうことができない。その後、しばらくしたら、森にはいり、糞や食痕や足跡などから動物が増えてきているかどうかを判断し、増えてきているようであれば、禁制を解いて罟猟を再開する。このように、山地民は、狩猟動物の行動や森の境界の位置や保有者に関する知識、わなの設置場所として適した場所や森の資源量を見分ける技能、森を行き交う超自然的存在への信仰といった民俗知をもとに、猟場としての森を管理していた。

紙幅の関係で詳述できないが、セラム島山地民が実践するこうした「超自然的強制」に基づく在地の資源管理¹⁷は、捕獲競争とそれに伴う狩猟圧の上昇、さらには狩猟資源をめぐる紛争を回避する役割を持っていると考えられ

た。また、こうした資源管理のあり方は、超自然的な存在が、人びとの行為を監視したり、ルールの違反者に制裁を与えたりする（と信じられている）ため、ルールの強制過程で生じかねない住民間の軋轢を回避するはたらきをもっており、「もめごと」を強く忌避するこの地域の社会文化的文脈に即した一面を持っていると考えられた（詳しくは Sasaoka and Laumonier 2012 を参照）。

これらの点を鑑みると、A 村の住民が実践している在地の森林資源管理は、それなりに、理にかなったものに見える。しかし、フォーマルな公園管理のなかでは、こうした管理の存在は、ほぼ無視同然の扱いを受けている。そのことは、2011 年に作成され、2013 年 4 月に森林保護・自然保全局長により承認されたゾーニング・マップに端的に表れている（図 6）。

A 村をはじめ、国立公園内の森林資源にとりわけ強く依存する山村がマヌセラ盆地に点在している。しかし、山地民が利用する森の大部分は、最も人間の利用が厳しく制限されるコアゾーンに指定され、それを囲い込む形でウィルダネスゾーンが指定されている。「伝統的ゾーン」は内陸山地部には全く設定されていない。

当時、国立公園のゾーニングは、その細則を定めた「国立公園のゾーニング指針に関する 2006 年第 56 号林業大臣規則（P. 56/Menhut-II/2006）」に基づいて行われていた（なお、同「指針」は、「2.1. 保護地域の協働管理」で

¹⁷ 筆者は、かつて書いた論文で、その土地固有の規範（価値・信念・慣習・制度など）を通じて、地域の人びとが、紛争回避、資源増殖・保全、資源利用効率の向上、超自然的存在の祭祀など何らかの目的のために、「自然（資源）と人」、および「自然（資源）をめぐると人」の関係に秩序を生み出し、またその秩序を維持しようとしている営為を「在地の資源管理（indigenous resource management）」と呼んだ。在地の資源管理を支える規範に人々を同調させる仕組みには、祖霊や精霊などの超自然的存在が人びとの行為を監視し、規範に違反した者に対して何らかの制裁を与える（と信じられている）ことによって、人びとの行為に一定の秩序が生み出されているようなくみと、明確な懲罰や道徳的非難などの制裁（つまり現世を生きる人によって課せられる制裁）が人びとの規範への同調行動を促しているようなくみに分けることが可能である。前者により支えられたものが「超自然的強制」に基づく在地の資源管理である（笹岡 2011）。

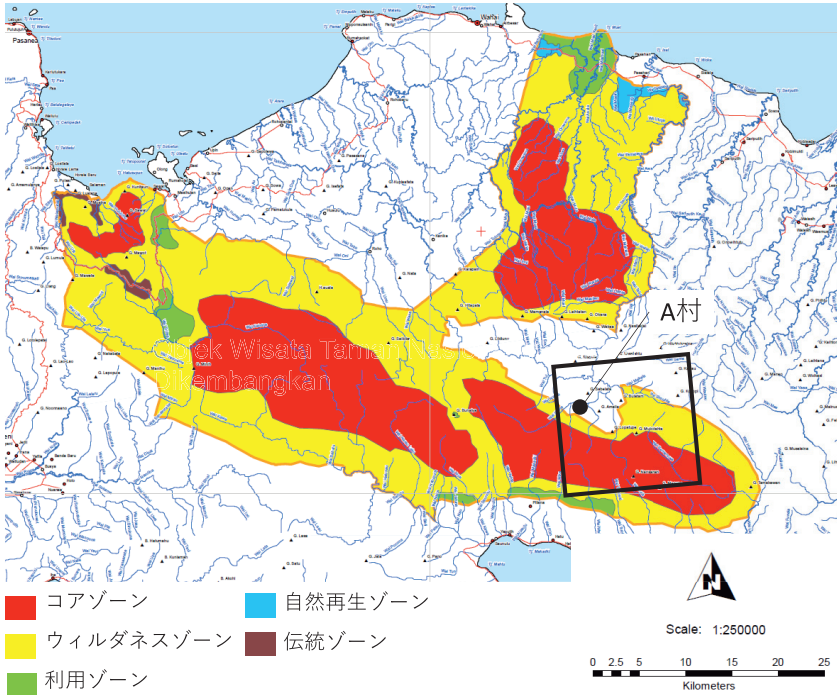


図6 マヌセラ国立公園のゾーニングマップ

出所：Balai Taman Nasional Manusela. 2011. Peta Zonasi Taman Nasional Manusela, Kabupaten Maluku Tengah, Propinsi Maluku.

注：図中の四角で囲まれた部分は、図2の地図で示した範囲を示す。ただし、囲みの底辺が、図2では地図の上部にあたる。

のべた、2015年に制定の大臣規則に事実上置き換えられた)。「指針」では、国立公園のゾーン整備は、生態・社会・経済・文化的側面に配慮して地域の潜在能力と機能を基礎に行われること、また、ゾーニングの際には、公園管理局、地方政府、NGO、住民などからなる作業チームを結成し、自然・社会環境に関する様々なデータを集め、それをもとにゾーニング案を作成し、それについて関係者との協議を行うことが明記されている。このように、少なくともこの規則の上では、協働管理の考え方を取り入れたゾーニングを標榜していた。しかし、実際には、2013年に制定されたマヌセラ国立公園のゾー

ニング過程においては、A 村住民が自らの意見を述べ、それを計画に反映させるような機会にはなかった¹⁸。

現行の規則では、ゾーニング案が不適切であると判断された場合、修正を求めることが可能となっている。しかし、環境林業省が 2016 年に出した「ゾーニングマニュアル」では、修正を求めるとしても、「野生動植物の保護のために住民の利益に便宜を図ることが叶わないことがある」であるとか、「天然資源と生態系の保全を犠牲にすることがないように、当初の案から大きく逸脱するものであってはならない」と書かれており（KLHK 2016）、地域の人びとがゾーニングの在り方を決める意思決定過程で行使できる影響力は制限されたものになるであろうことが予想される内容になっている。

A 村住民が、一定の条件もとで、これまで通りに猟を行い、民俗知に基づいた森林資源管理を自ら行うことができるような協働管理を実現するためには、乗り越えなければならないハードルがあまりにも多い。まず、彼らの慣習地を国立公園の指定から外すか、現在ゾーニングを大きく改変し、内陸部の公園内の土地の大部分を「伝統ゾーン」に指定しなおす必要がある¹⁹。ただし、これらは先述のゾーニングマニュアルの記述から判断して、どちらも実現可能性が低い。仮に「伝統ゾーン」が設定されたとしても、その後、山地民が協働管理の提案書を用意し、それを公園管理局に提出し、承認を受けなければならない。沿岸部まで徒歩で一泊二日から二泊三日かかる遠隔地に暮らす A 村住民にとって、提案書を用意しそれを公園管理局に届けるだけでも大変な労苦を伴うものであることは想像に難くない。

また、「祖霊や精霊が行き交う森でこれまで通りクスクスを捕り、猟場を自ら管理する暮らし」が維持できるよう求める提案書を仮に彼らが提出できたとしても、人びとの超自然観に支えられた資源管理に、公園管理局のスタッ

¹⁸ 2014 年 3 月に A 村で村長（当時）に対して行ったインタビューによる。

¹⁹ 国立公園管理局の権限を越えた制度改革になるが、そもそも保護動物であるクスクスの猟は現行法では違法であるから（「動植物種の保護に関する 1999 年第 7 号政府令（PP No. 7 Tahun 1999）」）、これまで通り、山地民が猟を行い自ら狩猟資源を管理する協働管理の仕組みを作るには、それを認める法改正も必要である。

フから、どれほどの信頼と賛同が寄せられるのかは現状では疑わしい。2012年8月、筆者はマヌセラ国立公園管理局長を前に、A村の在地の森林管理についての研究成果をプレゼンテーションした上で、国立公園内で山地民が慣習的に利用してきた森の管理の権限を何らかの条件の下で委譲することの可能性について聞いた。それに対する回答は「そうした管理がいつまで続くかわからない」、「今の管理の方法で、本当に野生動物を持続的に利用できる（クスクスが減ってきていない）ことを示す十分なデータがない」、「その村で行われていることを他の村が行えるとは限らない」といった否定的なものであった。

では次に、紙パルプ原料生産のための植林事業によって森の利用そのものが消失してしまったスマトラ島ジャンビ州テボ県のL村の事例をみてみよう。

3.2. 産業造林地に囲まれたジャンビ州L村の事例²⁰

スマトラ島は、紙パルプ原料生産用の植林が早くに行われた地域である。スマトラ島のなかでも、ジャンビ州は、隣接するリアウ州や南スマトラ州とともに、APP社のサプライヤーが大規模に植林事業を行ってきた地域である。ジャンビ州では、APP社のサプライヤーであり、SMFが直接経営する植林企業のひとつである、ウィラカルヤサクティ社（Wira Karya Sakti 社、以下WKS社）が2004年に東京都の1.3倍に相当する約29万4千ヘクタールの事業許可を得ている（藤原2015）（図7）。

ジャンビ州に限ったことではないが、紙パルプ原料生産のための植林では、植林企業と住民との紛争が絶えない。テボ県のL村（人口約1万1千人、2016年）もWKS社と土地をめぐる争ってきた村である。

WKS社は2006年に道路を作るという名目でL村の土地にやってきた。

²⁰ 筆者はこれまで4度現地を訪問している（村への滞在期間：2014年8月17日～19日、2015年9月20日～22日、2017年12月3日～15日、2018年9月18日～22日）。L村に関する本稿の記述は2017年12月までの現地調査に基づいている。



図7 WKS社のアカシアの収穫跡地

(2017年12月、ブキットバカル (Bukit bakar) で撮影)

確かに道路を建設したが、それを終えると、道路の両側に植林用地を造成し、アカシア（一部地域でユーカリ）を植えていった。植林地に替えられた土地は、もともと、L村住民の一部が、陸稲を主作物とする焼き畑を行ったり、ゴムやアブラヤシを栽培したり、二次林で林産物採取を行ったり、将来、ゴムやアブラヤシなどの換金作物を植えるため整地を行うなどして管理していた土地であった。

植林企業に土地を奪われたL村の住民たちは、アカシアの苗木を夜間に引き抜いて、そこにバナナやキャッサバなどを植えて抵抗を続けたが、取り戻せた農地はわずかであった。植林地が拡大していくなか、住民たちは2007年12月、植林事業を実力で阻止するため、WKS社の重機を焼き討ちした。

2008年には、WKS社と土地をめぐる争っている同州の5つの県の農民が共同戦線を張り、州知事庁舎にデモを行うなど土地返還を求める運動を強化した。その後、州知事が和解案²¹を提示し、農民側はこれを受け入れたが、

²¹ この和解案は、林業大臣およびジャンピ農民組合代表との話し合いを経て提案されたもので、住民がジェルトゥン (*Dyera costulata*) などを植栽し、自ら管理収益できる「住民

和解案の項目の一つである、「住民林業」の実施がなかなか実行に移されなかったことによって、2010年3月、農民側は和解案を破棄し、WKS社への植林事業許可の撤回を林業省（当時）に要求した。同じ年の7月には、ジャンビ州の林業局やジャンビ州議会庁舎に1ヵ月にわたり座組み込み、紛争の早期解決を求める運動をつづけた。尚、この運動には、小さな子供を連れた女性たちも参加した。

その後、州政府、企業、住民とのあいだで紛争解決のための話し合いが重ねられたが、みるべき成果がないまま時が過ぎ、2013年を迎えた。この年、グリーンピースによる世界的なボイコット運動を背景にAPP社がFCPを宣言したのは先に述べたとおりである。このボランティアな誓約によって、APP社のサプライヤーは自社の事業地で起きている土地紛争の「解決」のために抑圧的なアプローチをとること（強制的に住民を追い出すなど）ができなくなった。こうしたなか、L村のなかでも特に多くの農地を失った住民とこの地域に移住してきてまもない土地を持たない新規移住民住の計約50家族が、2013年9月、アカシアの収穫を終えたばかりの約500ヘクタールの土地に入り、WKS社がアカシアの苗を植える前に、陸稲、トウモロコシ、キャッサバ、野菜を植え、その間に、ゴムやアブラヤシの苗を植えた。こうしてできたのが、ブキットリンティン（Bukit Rinting）入植地である²²（図8）。ここに農地を開いた人たちは、もともとL村にいくつかある農民組合のメンバーであったが、2014年に一つの農民組合（以下、S農民組合）にまとまった²³。

林業」を行うことができる土地、約4万1千ヘクタールを用意する、住民が「占拠」している約4万1千haのWKS社の事業地から住民は追い出されることはないが、10年以内に森林に戻す義務を負う、住民は新たにWKS社の事業地を切り開いてはならない、など10項目からなる。

²² ブキットリンティン入植地は2017年12月に筆者が現地を訪問した際、L村を構成する8つの集落のうちのひとつプラヤンテバット（Pelayan Tebat）集落の第6隣組（Rukun Tetangga）として村から認定されるよう手続きが進められていた。尚、隣組は、行政村（desa）の下位行政組織である集落（dusun）のさらに下位組織である地縁組織である。

²³ この入植地に農地を持つには、この農民組合に入らなくてはならないことになっている。



図8 ブキットリンティン入植地の遠景(中央にある森はアカシア植林地)
(2017年12月、ブキットリンティンで撮影)

以後、土地返還を求める人びとの運動はこのS農民組合が担っていくことになる²⁴。

その後、S農民組合とWKS社およびAPP社とのあいだで土地紛争解決に向けた話し合いが何度か行われた。そして、2014年9月、双方で交わした書簡により、WKS社、住民、政府との合意ができるまで、農民は新たに植林地を農地に変えないこと、他方、WKS社は、農民がすでに農地（ゴムとアブラ

²⁴ その後、紛争解決をファシリテートする「第三者組織」であるTFTはWKS社の事業地を「占拠」した人びとに対して、今後の話し合いの条件として、まずは入植地から出ていくことを提案した。しかし、長引く紛争により、生活に困窮していた農民たちにとってそれは到底受け入れられるものではなかった。また、TFTは、アカシアと陸稲のツンパンサリ（造林木の間に農民が農作物を間作すること）を行うことを提案したが、アカシアが大量の水を吸うことから間作作物の生育が良くないことや、成長の速いアカシアとの間作では数年しか農業ができないことから、農民たちはこの提案にも強く反対した。尚、この後、S農民組合は、(事実上WKS社をクライアントとするコンサルタント会社である)TFTは、「第三者組織」などではなく、常にWKS社のサイドにたった介入をするとして、今後TFTによる紛争解決に向けた支援や仲介を一切拒否することを表明した。

ヤシ園)を造成している土地では、そこ農業を続けることを許可することが確認された。

このような合意が築き上げられていたにも関わらず、入植者に対しては、WKS 社が警備業務を委託するマンガラチプタプルサダ社 (PT Manggala Cipta Persada, 以下 M 社) の警備員による「嫌がらせ」(例えば、沐浴をしようとする女性たちを覗いたり、川に向かう者に名簿に名前を記入するように強要して自由な通行を規制したり、軍隊式の訓練を住民の見えるところで行うなど)が続いた。さらに、2015 年 2 月には、S 農民組合の青年リーダーの一人であった I 青年が、M 社の警備員によって殺害される事件が起きた²⁵。この事件は、「2.2. 紙・パルプ企業の「自主的取り組み」で述べた FCP に対する重大な違反と受け止められ、メディアでも大きく取り上げられた。この事件直後、APP 社は警備業務の遂行の過程で生じた暴力を強く非難した²⁶。また、WKS 社は M 社との契約を破棄し、今後の紛争解決は平和的に行うことを宣言した。この青年殺害事件以後、WKS 社は B 集落住民に対して抑圧的なアプローチをとっていない。

その後、何度か紛争解決のための話し合いが行われた。2015 年 12 月に WKS 社でひらかれた会合では、「(WKS 社の) セキュリティは農民組合の許可なく入植地をうろつかないこと」、「WKS 社は住民がこれまで守ってきた“保護林”²⁷の破壊に対して責任をとること」、「治安部隊(警察や軍)を連れて農民を脅さないこと」、「住民の居住地を通過する際には、WKS 社の車はスピードを緩めること」などを含む 16 の要求が S 農民組合から出された。そしていくつかの合意が生まれた。

その後、2016 年の乾季に植林地で大規模な森林火災が起き、アカシアが焼

²⁵ この事件については WALHI et al. (2015)、および、Kiezebrink & Drop (2017) に詳しい。

²⁶ APP 社ホームページ <https://asiapulp.com/news-media/press-releases/update-incident-wirakarya-sakti-wks-jambi> (2018 年 3 月 5 日最終アクセス)。

²⁷ 住民が行楽地として利用してきた滝があるが、その周辺の森は農地の造成などで伐採することが禁止されていた。WKS 社はその森を伐採し、ユーカリを植えた。

失した約 100 ヘクタールの土地に住民たちは新たに農地を拡大した。これ以上農地を拡大しない約束になっていたが、それを反故にしたのは、先述の合意事項の多くが実行に移されなかったことや、その後、予定されていた話し合いがキャンセルされたからだと言農民組合長は述べていた。

2017 年 12 月現在、約 600 ヘクタールの土地に約 230 家族の住民が農地を開いている。彼ら彼女らの多くは、集落を行ったり来たりする生活だが、約 60 世帯は、すでに入植地に居を構え、暮らしていた。

S 農民組合が権利を主張する WKS 社の事業地内の土地は 1500 ヘクタールに上る。住民たちの願いは、この 1500 ヘクタールの土地（うち約 900 ヘクタールはアカシアがまだ植えられている土地）をコンセッション・エリア（事業許可発給対象地）から出し、自分たちの土地として正式に返還させることである。どの土地をどちらに帰属させるか——どのくらいの土地が住民のものになるのか、すべて土地をコンセッションから外して住民のものとするのか、一部の土地はコンセッションから除外しないで、分収造林の用地（企業と住民との間で収益を分けあう林業用地）として活用するのか——についてはまだ決着がついていない²⁸。2017 年 12 月時点では、WKS 社と S 農民組合双方が協働で、住民が権利を主張する土地と、企業の事業地とすべき土地の境界を確定する作業を行うことが計画されていた。

WKS 社による植林は、L 村の暮らしを、少なくとも次の二つの点で大きく変えた。一つは、かつて行われていた林産物の利用がほぼ不可能になったことである。アカシア植林が行われる 2007 年から 2008 年まで、ブキットリン

²⁸ 今後この点についての話し合いがどのような形で決着を見るのか不明だが、たとえ、すべての土地の権利が住民に対して認められたとしても、彼ら彼女らが広大な植林地に囲まれた暮らしを送らなくてはならないことには変わりがない。入植地に滞在中、筆者は、女性を含む複数の住民から、植林企業による森林開発そのものに由来するさまざまな「被害」について話を聞くことができた。そうした「被害」のなかには、先に述べた河川の汚染とある種の魚が取れなくなったことのほか、アカシア収穫後に大発生する甲虫による農作物への食害、木材搬出用トラックが巻き上げる砂埃による健康被害などが挙げられる。植林地に囲まれて生活する以上、上で述べたいくつかの「被害」を今後も受け続けることになる（笹岡 2017）。



図9 ジェルナンの実
(2017年12月, L村で撮影)

ティン入植地周辺地域は、ジェルナン (*Daemonorops* spp., キリンケツ属のツル性ヤシの実からとれる赤い粉末状の物質で、染料や薬として用いられるもの), (図9), ラタン (セゴ, タマティ, バトウなど6種), ダマール (フタバガキ科の樹木の樹脂), ハチミツなどの商品林産物を採取していたリンボ (rimbo) と呼ばれる老齢天然林やブルカルトゥオ (belukar tuo) と呼ばれる二次林があった。L村では80年代から品種改良されたゴムの苗木を植栽するものが増えた。また、90年代半ば以降、メダンからこの地域に移住してきたジャワ人がアブラヤシの苗を持ってきたことで、アブラヤシ園を作るものも増えた。これらの商品作物の導入によって、以前と比べると林産物収入への依存度は相対的に徐々に低下していったと考えられるが、WKS社が操業を始めるまで、林産物収入が重要な収入源の一つであったと述べた村人は少なくなかった。またこうした商品林産物だけではなく、これらの森は、自家

消費用の建材，民具材料，薬草，獣肉，果実などが採取される場として重要であった。しかし WKS 社の植林事業により，河川のほとりのわずかな土地を除いてそれらの森はすべて伐採されたのである。

林産物採取が可能な共有林があればさまざまな恩恵に与ることができることを認識しつつも，2013 年の入植時，住民たちはそうした森を作ることを考えていなかった。いや考えられなかったというのが正しい。住民たちは，WKS 社がアカシアを植える前に，競うように，アブラヤシやゴムを植えた。通常，住民たちの土地に対する権利は，人間が植え，保育したことが明確なアブラヤシやゴムなどの永年性作物の存在によって，植林企業から認められる。それらが存在しない共有林は，土地利用の存在を明確に示す証拠が示しにくく，やがては植林企業に土地を取られるリスクが高い。入植後に住民たちが永年性商品作物の植栽を急いだのは，現金収入源を確保することのほか，以上のような背景があったのである。現在，入植地には林産物採取が可能なまとまった森林は存在しない。村の北側に位置するブキットティガブルー国立公園内でごく一部の住民が，ジェルナン，ダマール，マメジカなどの獣肉を採取しているのみで，多くの住民はかつてのような林産物採取を行ってはいない。

また，林産物ではないが，WKS 社が進出して以降，川から姿を消した魚がいるという。住民にとって川魚は今でも重要な食物資源である（図 10）。かつてこのあたりに森が残っていたころ，ジェルナンやロタンを探しに森に泊まり込みで入る際には，川に定置網を張った。大量に魚が取れた場合は干し魚にして保存したという。

WKS 社は植林地造成時，そこにあった天然木をパルプ原木として利用した。原木採取の際，特殊な機械で利用可能な幹の部分だけが採取される。枝葉や樹皮の一部は伐採現場に放置されたり，森のなかの谷に廃棄されたりする。それらが腐食し，河川に流れ出ること，また重機から流れ出た油が流れ出ること，川の水はコーヒーのように真っ黒になるという。これはアカシア収穫時も同じであった。入植地を流れるいくつかの川はジャンビ州を西から東に流れるバタンハリ川の支流である。10 月末から 12 月末にかけて，



図 10 L村を流れる川に仕掛けた刺網でとられた魚
(2017年12月、L村で撮影)

雨季で増水した川をブンゴ（学名不明）やパラウ（学名不明）などの魚はバタンハリ川まで下り、そこで産卵する。生まれた稚魚は、5月から6月にかけて、川を遡上する。しかし、WKS社の操業による川の汚染により、「弱い魚」の稚魚は川を上ることができなくなったという。聞き取りで確認できただけでも、WKS社がこの地域に進出した2008年から2009年以降、少なくとも9種の魚、1種の川エビが取れなくなったという。筆者が話を聞いた村びとは、こうした事態を、「豊かさが破壊された」、「財産を奪われた」と表現した。

もう一つは、コメ自給が成り立たなくなったことである。L村を含めテボ県の村々はかつてコメの一大生産地だった。L村でもかつては売るほどコメ生産が盛んだった。しかし、焼畑用地に用いることのできる土地のほとんどは、植林企業に取られ、アカシアの植林地に変えられてしまった。さらに、

事業地内での森林火災防止の責任を強化する内容を含んだ大統領令（Inpres no.11/2015）が出されたことを背景に、2015 年より、WKS 社による火入れの取り締まりが厳しくなった。職員は頻繁に入植地を見回り、火入れを行わないよう住民に呼びかけた。煮炊きをするのに湿った薪を燃やして煙が出ただけでも、WKS 社の社員が火元を確認するために飛んできたという。

多くの住民が、WKS 社の「要請」に答えて、火入れを行わなかった。それにより、2016 年の陸稲の収穫量は大幅に減少した。その原因として、土中の雑草の根や種が燃やされなかったことで、雑草が急速に繁茂し、稲の生育が妨げられたためであるのと、刈り払われた草木を数か所に集めて放置せざるをえなかったため（燃やせないのもので）、そこがネズミの巣になり、多くの稲穂がネズミの食害にあったためであると住民たちは説明した。

2016 年の不作を契機に、陸稲の栽培をやめた者もいた。陸稲の栽培面積はここ数年で減少してきている。そして、かつて売るほど作っていた米を、現在は買っている世帯が多くなってきている。筆者は約 30 世帯に聞き取りを行ったが、そのすべてが火入れを禁止することに反対していた。そして、条件が許せば、陸稲栽培を続けてゆきたいと述べていた。その理由として、ある農民は米が手元にあると「安心だからだ」と述べた。

4. 無力化される知

「2. 熱帯林ガバナンスの「進展」」で述べたように、近年、保護地域における保全の文脈においても、紙パルプ原料の「責任ある生産」の文脈においても、多様なステークホルダーの協働、すなわち、共通の目標にむかって力を合わせて物事を進めるためのガバナンスのしくみが整備されてきた。その背後には、保全や開発のありかたについては、さまざまな関係者が協議を行いながら、進むべき方向を決めていくのが良い、という価値観が前提としてある。

保護地域の保全をどのようにすすめていくのか、あるいは、紙パルプ原料生産地の土地をどう利用し、管理していくのかについて、セラム島とジャン

どの事例においても、地域の生活者が話し合いに加わることを可能にする制度は用意されていた。しかしながら、どちらの事例においても、話し合いを通じて決められる事柄には一定の制約がみられる。熱帯林ガバナンスの「進展」により協議の場は用意された。しかし、そこでの「協議」は、向かうべき方向が、意図的なものであれ非意図的なものであれ、一定の方向にすでに方向づけられているように見える。

セラム島の事例では、既述の通り、マヌセラ国立公園のゾーニングは、公園内の森林資源に強く依存する A 村の住民の預かり知らぬところで行われていた。国立公園の協働管理について定めた現行の規則では、ゾーニングに対して不満がある場合は修正を求めることができることに一応はなっている。しかし、環境林業省がゾーン確定の手順についてまとめた「ゾーニングマニュアル」では、動植物保護や生態系保全こそが実現すべき第一義的な価値であることが示されていた。また、「協働」のための活動の範囲も、生態系再生や自然ツーリズムの発展など行政が用意したカテゴリーに制限されていた。また、これまで通りの森林資源（狩猟資源）利用を可能にするには、現行法の改正という大きなハードルも存在していた。

「マヌセラ国立公園戦略計画（2015-2019）」によると、公園管理局は同公園を中央マルク最大の観光名所にし、自然ツーリズムの発展に力を注ぐとしている。尚、同計画では、公園内の自然資源に強く依存している山地民の存在については一切触れられていない（Balai Taman Nasional Manusela 2015）。

今後、観光開発が進められてゆくなかで、公園管理のあり方をめぐってどのような協議が重ねられていくのかは不明だ。山地民にとって狩猟や狩猟資源の利用と分配は集团的アイデンティティや「生（life）」の充実と密接に結びついた営為だが（笹岡 2006a）、こうした資源利用の社会文化的側面は保護を推進する「よそ者」には見えないことが多い。エコツーリズム開発により代替的収入源を作り出し、得られる現金の量を増やすという意味での生計向上さえ図れば、人びとは公園内の資源の「違法」な利用をやめるだろう、という開発主義の言説も力を持っている（笹岡 2012b）。また、山地民は沿岸住民からしばしば差別されてきた存在であり、政治的力は弱い（詳しくは、笹

岡(2006b)を参照)。こうした状況下では、「かわり主義」²⁹(井上 2004)のような理念が関係者の間で広く共有されていない限り、協議の場に正当な当事者として姿を現すことができない可能性もある。また、たとえそうした場に姿を現しても、影響力を行使できる主体として意思決定に実質的に参画できない可能性もある。

現時点では、アクセスの悪い内陸山地部では公園管理局によるコントロールがほとんど及んでいない。そのため、A村住民は公園内で猟をし、保護動物であるクスクスを日常的に食べている。しかし、今後、公園管理をめぐる意思決定に影響力のあるステークホルダー(例えば、自然ツーリズムにかかわる業者や環境 NGO など)から、例えば、「山地民の猟は狩猟獣を減らし、公園のもつ観光資源としての価値を低下させる恐れがある」とか、「自然ツーリズム開発を進め、経済的便益を提供することで違法な猟をやめさせるよう人びとを導く必要がある」といった意見が出された場合、山地民がたとえ猟を続けたいと思っていたとしても、彼らの意向に反して規制が強化される可能性がある。

次にジャンビの事例についてである。FCP 策定後、植林企業と住民との紛争は、話し合いを通じて解決が図られることになり、L村でも何度か話し合いの場が設けられてきたことはすでに述べたとおりである。

S農民組合のリーダーたちへのインタビューによると、林産物が採取できる二次林があると確かに便利だが、土地がすでに限られていることから、その復活は難しいと彼らは考えていた。また陸稲の焼畑耕作も、土地が足りないことに加えて、火入れが厳しく禁止されていることから、かつてのようにそれを行うことも難しいのだと述べていた(そのため、入植地内の湿地を利用して水田耕作を導入したいと考えていた)。土地をめぐって農民と植林企業が争っているなか、まとまった森を慣習林として残すことや、焼畑用地の

²⁹ 「かわり主義」とはなるべく多様な関係者を、ガバナンスを動かしてゆく主体としたうえで、資源の利用・管理への関わりの深さに応じた発言権・決定権を認めようという理念を指す(井上 2004)。

休閒地として一定の土地を「遊ばせておく」ことは現実的ではない、と彼らは考えているようであった。

多様な林産物を採取していた広大な森のほとんどがアカシアの植林地にかわり、植林地に囲まれた 600 ヘクタールの土地に約 230 家族が生計の糧とする農地がひしめきあっていて、さらに、その土地に対する権利が十分に保証されていない。そうした現状において、「ジェルナンやロタンやハチミツの採取が可能な森とともにある暮らし」や「焼畑で陸稲栽培ができた米を自給できる暮らし」は、たとえ人びとが心の奥底で望んでいても、彼ら彼女ら自身によってすでに現実的な選択肢とはみなされていない。植林企業の進出によって広大な森がなくなり、暮らしが劇的に変容してしまったなかで、本来ありえたかもしれない、森とともにある生き方を構想することは少なくとも今のところ困難だといってよい。その意味において、農民たちに開かれた合意形成は、向かうべき方向がすでに一定の方向に方向づけられたものであるといえる。

こうした状況のなか、ジャンビの L 村の人たちが経験している暮らしの変化は、熱帯林との多様で濃密な関わりのなかで営まれる暮らしから、関わりの薄い暮らしへの変化である。セラム島の A 村の人たちがこれから経験するかもしれない暮らしの変化も同じ方向を向いたものである可能性が高い。こうした変化のなかで、森に依存した暮らしのなかで生み出され、発展させられてきた民俗知の多くは消失するであろう（そのプロセスは L 村ではすでに始まっているといってよい）。

自然環境や社会の変化により、ある種の知が、ある社会から失われていくことは、ありふれたことでありそれ自体は問題ではない。問題なのはそれが必ずしも彼ら彼女らが望んだ結果としてもたらされたものではないという点にある。

暮らしを不本意に変えられてしまうことには「傷み」（富田 2014：186）³⁰を

³⁰ 富田は霞ヶ浦でのフィールドワークに基づき、身近な自然が提供する恵みの享受から遠ざけられる形で「営みを変化させた、あるいは変化せざるを得なかったことの「傷み」

伴う。この「傷み」の感覚は、特定の場所の記憶や情緒的なつながり、特定の資源を利用するなかで身体に刻みこまれた価値、「自分たちはこのように生きるのだ」という「生」に対する考え方などと密接に結びついているものであろう。冒頭で述べたように、筆者は「民俗知」を、単なる事実に関する知識だけではなく、倫理観、価値観、アイデンティティ、そして信念体系を含むものとしてとらえているが、そうした理解に立つと、先述の「傷み」の感覚はそれ自体が民俗知の一部をなすといえる。

地域の生活者が抱く上記の「傷み」の感覚、そして、それと表裏一体をなす、森とともにある暮らしに地域の生活者が見出すある種の「豊かさ」や安心といった価値は、その土地の文脈のなかで育まれ、身体に刻みこまれたものであり、他者に了解可能な形に、簡潔な言葉でうまく表現しにくいものである。その意味でそうした民俗知は佐藤が意味するところの「暗黙知」(佐藤 2009) といってよい。佐藤は、近代科学が称揚する形式知に代わる知を総称して「暗黙知」と呼び、その特徴として、言葉でうまく表現できないことに加えて、統合的な性格をもつこと、身を以て学ぶ知であること、文脈と個別の事柄を重視する志向性を持つことを挙げている(佐藤 2009)³¹。

熱帯林に対する価値づけの仕方、文化的背景、そして、政治的経済的な力の点で異なるステークホルダーが話しあいを行うとき、「他者」に伝達することが難しい暗黙知は、より他者への伝達可能性が高く、正当なものとして広く社会に受け入れられやすい「普遍性を備えた知」によって隅に追いやられ、無効化される可能性がある。

ここでいう「普遍性を備えた知」とは、本章で取り上げた事例に即して例

について述べている。この「傷み」は身近な自然からその恵みを享受する営みが不本意に振り回されることだけではなく、「生態系サービスの享受の営みにかかわる担い手とその技術や技能、あるいは文化などの社会的媒介自体や、その多様さが継承できなかったこと」ことでもあると述べている(富田 2014: 186)。

³¹ 佐藤は暗黙知の一例として公害被害者の「被害」認識を挙げ、それは単に「言葉にできない」という技術的な意味で「暗黙」であるだけでなく、「正当に取り上げてもらえない」という社会的な意味でも「暗黙知化される」側面があると指摘している(佐藤 2009)。

示するなら、次のようなものになる。すなわち、「将来の個体数減少のリスクを避けるために住民の猟を禁止する必要があるが、一方的に禁止を宣言するだけでは「密猟者」の理解はえられないため、エコツーリズム開発などの経済開発による代替的な収入源の創出と環境教育を行うことが必要である」とか、「世界の紙需要に応え、国内の雇用を創出するため、紙パルプ産業の健全な発展が必要である。住民との土地紛争の解消のためには、(小数の植林企業が広大な土地を囲い込んでいるという不平等な土地保有構造の解消ではなく) コンセSSION内・周辺の住民との分収造林事業や新たな農業技術の提供が必要だ」と主張する言説やそれを支える知識である(これらと同様の論調はマヌセウ国立公園管理局やAPP社の言説のなかに確認できる)。

「普遍性を備えた知」は、例えば、焼畑をして生計を営むより、アカシアの植林地の労働者として働くほうが、現金収入額はX倍になるといった具合に、比較的簡潔な言葉(数値を含む)で分かりやすく表現できる。また、政治的・経済的に強い力を持っているアクターが、その力を背景に、さまざまな「客観的」な科学的データ動員し、そうした知を正当化することもある。ひとたび強力なアクターによって、こうした知が持ち出されると、暗黙知を根拠に異論をはさみこむことは難しい。例えば、焼畑農耕に付随する相互扶助によって築かれる人とのつながりの中で生きることの安心感や、精霊信仰に基づく様々な儀礼を伴う焼畑農耕がもたらす、「自分たちはこのように生きるのだ」という「生」を生きることの充実感といったものを持ち出して、先述のような言説に対抗することは困難であろう。このようにして、暗黙知に基づく判断では「否」とされる政策選択が「協議」を通じてなされることになる。こうした政策選択には、たとえそれが人たちに選択的に便益を提供し、別の人たちに受苦を強いるものであっても、「みんなで話し合って決めた」ことを理由に、正当性が付与される可能性がある。このことを踏まえると、環境ガバナンスの単なる制度的概観の整備は、パワフルなアクターにとって都合の良い、「統治」³²のためのあらたな装置になりかねない危険性を

³² 佐藤に依拠して、ここでは「統治」という概念を支配的な勢力が自らの視点に基づいて

孕むものといえよう。

おわりに

佐藤（2009）が指摘するように、環境ガバナンスの進展においては、近代科学が称揚する形式知が特権化され、正当性を認められにくい暗黙知が無力化される側面がある。佐藤によると、今日、暗黙知の無力化を強力に推し進めているのは「効率性」と「技術優位性」の論理である。確かに、ある政策選択が効率性（投入一単位当たりに生み出される便益の量）を高めることを是とする議論、あるいは、採用される技術がより優れていることを是とする議論に異論を挟み込む余地は小さい。こうした正当化の論理によって暗黙知に基づく判断が無力化されていくことは、形式知の論理からだけでは導かれない、他にもありえたかもしれない「違ったあり方」を構想する機会、換言すると、形式知によって必然と考えられてきた歴史の道筋に対して、それとは別の選択肢があったかもしれない可能性を提示する機会を、暗に私たちから奪い取る効果をもつ（佐藤 2009）。

形式知に基づく論理が社会を一様化し、多様な生き方が失われていくこと、そして、それによって今とは別の違ったあり方について考える機会を失うことは、社会全体のある種の豊饒性を奪うことになるのではないか。そうであるとすれば、暗黙知の無力化は、暗黙知を育み、それに依拠して暮らしてきた地域の人びとだけに関わる問題ではなく、今を生きる私たちすべてにかかわる問題でもある。

佐藤は近代科学が軽視してきた暗黙知や判断の役割を回復するためには、「効率性」や「技術的優位性」といった教義のほかにもどのような要素が「違ったあり方」の探求を遮っているのかを検討することや、暗黙知を無力化する議論を批判するためのオルタナティブな知を築くことが必要だと述べている。こうしたことを前に進めていくために、社会科学分野のフィールド研究

秩序編成を図ること、といった意味で用いている（佐藤 2009）。

者ができることは何だろうか。

筆者は次のように考える。すなわち、ガバナンスを担うはずの様々なステークホルダーのなかで、熱帯林に最も強く依存し、ガバナンスの帰結に最も直接的で深刻な影響を受ける地域の人びとの生活世界（彼ら彼女らが意味づけている世界）のなかに可能な限り入り込み、彼ら彼女らが、熱帯林を含む地域の自然とどのような関係を持ちながら暮らしてきたのか、その過程でどのような「民俗知」を生み出し、発展させてきたのかを丹念に描くことである。なかでも、文化的他者に対して、簡潔で明快な言葉で説明することの困難な暗黙知としての性質をもつ民俗知——場所の記憶、自然との情緒的つながり、身体に刻み込まれた自然に対して抱く固有の価値、「自分たちはこのように生きるのだ」という「生」に対する考え方など——を丁寧に掬い取り、表に出すことが必要である。

環境社会学者の宮内泰介は、「本当は表にでべきものが、社会のゆがんだ力関係の中で見えなくなっているとき、それを表に出すという作業が大事になってくる」（宮内 2012：82）と述べているが、暗黙知としての性質をもつ民俗知を掘り起こし、他者が理解しやすい形に表現することは、そうした「社会の見え方の組み換え」を促す作業である³³。そうした地道な作業の積み重ねこそが、「環境ガバナンス」という、多様なアクターとの「協働」のプロセスに投げ込まれた地域の人びとの声が正当なものとして理解される土壌を築いていくと筆者は考える。

先述のような暗黙知を、文化的他者に生き生きと伝えることを可能にするのは、形式知を生み出してきた近代科学が得意としてきたような、見ようとする対象をいくつかの要素に分解し、それらを「客観的」な指標で表現し、それら要素間の関係を検討するような手法ではない。そうした要素分解型の狭い意味での分析的手法ではなく、例えば、水俣の漁民たちの世界の「豊かさ」と水俣病患者の痛みを描いた石牟礼道子の文学にみられるような（石牟

³³ 尚、宮内泰介は、そうした作業として調査する側とされる側の相互学習のプロセスを生み出す参加型調査を挙げている（宮内 2012）。

礼 2011), 人びとの話を丁寧に聞き取り, そうした語りのもつ全体性をそこなうことなく, 「物語」として提示するような接近法であろう³⁴。

最後に, 本論文では, そうした接近法を用いて具体的にどのように人びとの語りを聞き, 「物語」を構築していけばよいのか, そうした「物語」の提示は, 非対称的な権力関係で結ばれた複数のアクターの協議のプロセスと意思決定に具体的にどのような影響を及ぼし得るのか, そして, こうした接近法に基づく実践の積み重ねは暗黙知の復権につながっていくのか, といった点について議論を深めることはできなかった。それらについては今後の課題としたい。

参考文献

- Armitage, D., R. Roe, and R. Plummer (2012) Environmental governance and its implications for conservation Practice. *Conservation Letters* 5: 245-255.
- Asia Pulp & Paper (APP) (2013) APP Wood Suppliers Location Maps. Data shared at a Forum Group Discussion (FGD) in Jakarta on 27 March 2013.
- APP (APP Japan 訳) (2017) 森林保護方針 4周年報告書 2017年2月(日本語版). <http://www.app-j.com/topics/1026.html> (2018年2月19日最終アクセス).
- Balai Taman Nasional Manusela (2015) Rencana Strategis Balai Taman Nasional manusela Tahun 2015-2019. KLHK.
- Borzel, T. A. and T. Risse (2010) Governance without State: Can it work?, *Regulation and Governance*, 4(2): 113-134.
- Dieterich, Urs and Graeme Auld (2015) Moving beyond commitments: creating durable change through the implementation of Asia Pulp and Paper's forest conservation

³⁴ 宮内泰介は, これからの環境ガバナンスで, 私たちが回復すべきは「自然と文化と歴史, ひとびとの生活が一体となったその全体」であり, その際に重要なのは「自然・人・暮らし・歴史・記憶の全体的なもの」をうちに含むひとびとの「語り」を聞くといういとなみであるとしている。そして, 「地域の人たちと, 感受性を持った外部者とが協働し, 「聞く」といういとなみを中心に据えながら, 人と自然の関係を作り直していく。そうしたローカルで確実な営みによって大きな物語に押しつぶされない, 自分たちの物語, 人と自然の物語を組み直すことができる」と述べている。宮内のこの議論は, ここでの議論と重なるものである。

- policy. *Journal of Cleaner Production* 107, pp. 54-63.
- Eyes on the Forest (2011) The Truth behind APP's Greenwash. Eyes on the Forest. https://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/%5BREPORT%5DEoF_TheTruthBehindAPPsGreenwash_201111.pdf. (2018年2月19日最終アクセス).
- 藤原敬大・サン・アフリ・アワン 他 (2015) インドネシアの国有林地におけるランドグ
ラブの現状 — 木材林産物利用事業許可の分析. *林業経済研究*, 61(1), 63-74.
- Fortwangler, C. L. (2003) The Winding Road: Incorporating Social Justice and Human Rights into Protected Area Policies. In Brechin, S. R., Wilshusen, P. R., Fortwangler, C. L. and West, P. C. 2003. *Contested Nature: Promoting International Biodiversity with Social Justice in the Twenty-First Century*. State University of New York Press, pp.25-40.
- Greenpeace (2003) APP's Forest Conservation Policy: Progress Review October 2013. <http://m.greenpeace.org/international/Global/international/publications/forests/2013/Indonesia/APP-Forest-Conservation-Policy.pdf> (2016年7月22日最終アクセス).
- Houde, N. (2007) The Six Faces of Traditional Ecological Knowledge: Challenges and Opportunities for Canadian Co-Management Arrangements. *Ecology and Society* 12(2): 34 (<http://www.ecologyandsociety.org/vol12/iss2/art34/>).
- 井上真 (2004) 『コモンズの思想を求めて — カリマンタンの森で考える』, 岩波書店.
- 石牟礼道子 (2011) 『苦海浄土 (池澤夏樹個人編集 世界文学全集 第3集)』, 河出書房新社.
- 川上豊幸 (2016) 「森林認証制度を見定め行動する — タスマニア森林保全と企業への働きかけ」, 大元鈴子・佐藤哲・内藤大輔 (編) 『国際資源管理認証 エコラベルがつなぐグローバルとローカル』, 東京大学出版会, pp.130-143.
- Kennedy, A. (2017) *Environmental Justice and Land Use Conflict: The Governance of Mineral and Gas Resource Development*. Routledge.
- Kiezebrink, V., M. Dorp and Y. W. G. Puraka and A. Anzas (2017) The Two Hats of Public Security Actors in Indonesia. SOMO & Inkrispena. <https://www.somo.nl/wp-content/uploads/2017/06/SOMO-report-The-two-hats-of-public-security-actors-Indonesia.pdf> (2017年12月15日最終アクセス).
- KKI Warsi, FZS Indonesia Program, PKHS, Jikalahari, Walhi Riau, Walhi Jambi and WWF Riau (2009) Indonesian NGOs: Even with LEI Certification, APP Paper Products Are Unsustainable. http://japan.ran.org/wp-content/uploads/2012/02/7_Riau_Jambi-NGOs-19Nov09-LEI-APPCertification1.pdf (2016年7月22日最終アクセス)
- KLHK (2016) Petunjuk Teknis: Aplikasi Model Analisa Spasial dlm Pembuatan Peta Arahan Pengelolaan Kawasan Koservasi dan Pengintegrasian Peta Zona/Blok pada

- Skala 1 :50000. Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan (KLHK). http://ksdae.menlhk.go.id/assets/publikasi/Juknis_Aplikasi_Model-KK1.pdf (2018 年 2 月 19 日最終アクセス).
- Koalisi Anti Mafia Hutan, Woods & Wayside International, Haki, WWF, WALHI, Wetlands International, Eyes on the Forest, Yauriga, Forest Peoples Programme, Jikalahari, Elsam, Rainforest Action Network (2016) Will Asia Pulp & Paper Default on its "Zero Deforestation" Commitment? An Assessment of Wood Supply and Plantation Risk for PT OKI Pulp & Paper Mills' Mega-scale Project in South Sumatra, Indonesia. <https://c402277.ssl.cf1.rackcdn.com/publications/871/files/original/OKI-Mill-Report.pdf?1461160101> (2017 年 12 月 15 日最終アクセス).
- 宮内泰介 (2012) 「わたしたちは「専門家」ではない——「ちぎれ道」を掘り起こしてみんなで学ぶ道へ」『SEEDer』6 : 80-83.
- 宮内泰介 (2017) 『歩く、見る、聞く 人々の自然再生』, 岩波新書.
- Persoon, G. A. and van Est, D. M. E. (2003) Co-management of Natural Resources: The Concept and Aspects of Implementation. In Persoon G. A., van Est, D. M. E. and Sajise, P. E. eds., Co-Management of Natural Resources in Asia. NIAS Press
- Rainforest Alliance (2007) Rainforest Alliance Public Statement: Termination of Contract to Verify High Conservation Value Forests (HCVF) for APP in Sumatra. Rainforest Alliance. <http://www.rainforestalliance.org/forestry/documents/app.pdf> (2017 年 12 月 15 日最終アクセス).
- Rainforest Alliance (2015) An Evaluation of Asia Pulp & Paper's Progress to Meet its Forest Conservation Policy (2013) and Additional Public Statements: 18 month Progress Evaluation Report. Rainforest Alliance. <https://www.rainforest-alliance.org/sites/default/files/uploads/4/150205-Rainforest-Alliance-APP-Evaluation-Report-en.pdf> (2017 年 12 月 15 日最終アクセス).
- Sasaoka, M. and Laumonier, Y. (2012) Suitability of Local Resource Management Practices Based on Supernatural Enforcement Mechanisms in the Local Social-cultural Context. Ecology and Society 17(4): 6 (<http://dx.doi.org/10.5751/ES-05124-170406>).
- 笹岡正俊 (2006a) 「生」を充実させる営為」としての野生動物利用——インドネシア東部セラム島における狩猟獣利用の社会文化的意味」『東南アジア研究』46(3) : 377-419.
- 笹岡正俊 (2006b) 「ウォーレシア・セラム島山地民のつきあいの作法に学ぶ」, 井上真 (編) 『躍動するフィールドワーク : 研究と実践をつなぐ』, 世界思想社, pp.26-44.
- 笹岡正俊 (2011) 「『超自然的強制』が支える森林資源管理——インドネシア東部セラム島山地民の事例より」『文化人類学』75(4) : 483-514.
- 笹岡正俊 (2012a) 『資源保全の環境人類学——インドネシア山村の野生動物利用・管理の民族誌』, コモンズ.

- 笹岡正俊 (2012b) 「社会的に公正な生物資源保全に求められる「深い地域理解」——「保全におけるシンプリフィケーション」に関する一考察」『林業経済』65(2): 1-18.
- 笹岡正俊 (2017) 「『隠れた物語』を掘り起こすポリティカルエコロジーの視角」, 井上真 (編) 『東南アジア地域研究入門』, 慶応大学出版会, pp.195-214.
- 佐藤圭一 (2017) 「日本の気候変動対策におけるプライベート・ガバナンス —— 経団連「自主行動計画」の作動メカニズム」『環境社会学研究』23: 83-97.
- 佐藤仁 (2009) 「環境問題と知のガバナンス —— 経験の無力化と暗黙知の回復」『環境社会学研究』15: 39-53.
- Smith, T. M. and M. Fischlein (2010) Rival Private Governance Networks: Competing to Define the Rules of Sustainability Performance. *Global Environmental Change*, 20(3): 511-522.
- 菅豊 (2008) 「コモンズの喜劇 —— 人類学がコモンズ論に果たした役割」井上真 (編) 『コモンズ論の挑戦』, pp.2-19.
- 富田涼都 (2014) 『自然再生の環境倫理 —— 復元から再生へ』, 昭和堂.
- Tsing, A. L., Brosius, J. P., and Zerner, C. (2005) Introduction: Raising Questions about Communities and Conservation. In Brosius, J. P., Tsing, A. L., and Zerner, C. eds., *Communities and Conservation: Histories and Politics of Community-Based Natural Resource Management*. Walnut Creek: Alta Mitra Press. pp. 1-34.
- 脇田健一 (2009) 「「環境ガバナンスの社会学」の可能性 —— 環境制御システム論と生活環境主義の狭間から考える」『環境社会学研究』15: 5-23.
- Wright, S. (2017) AP Exclusive: Pulp Giant's Makeover Obscures Supplier Ties. *Financial Post* (December 19, 2017). <http://business.financialpost.com/pmn/business-pmn/ap-exclusive-pulp-giants-makeover-obscures-supplier-ties> (2018年2月15日最終アクセス)
- WALHI, KontraS, KPA, TuK Indonesia, Elsam (2015) Kasus Pembunuhan Terhadap Indra Pelani Warga Desa Lubuk Mandarsah, Kec. Tengah Ilir, Kabupaten Tebo, Propinsi Jambi. 未公開資料.
- WWF (2004) Time Is Running Out for APP. http://assets.wwf.id/panda.org/downloads/time_is_running_out_4_app.pdf
- WWF (2009) Who Is Sinar Mas Group's Asia Pulp & Paper? WWF.
- WWF (2009) Indonesian NGOs: Even with LEI certification, APP Paper Products Are Unsustainable. WWF. <https://www.wwf.or.id/index.cfm?uLangID=1&uNewsID=12980> (2018年2月19日最終アクセス).
- WWF (2012) APP Certifiers Distance Themselves from Sustainability Claims. WWF. <http://wwf.panda.org/?203540/APP-certifiers-distance-themselves-from-sustainability-claims> (2018年2月19日最終アクセス).